

第 4 回教育委員会

令和 3 年 3 月 1 日

午 後 3 時 30 分

中央図書館大会議室

案 件

議案第22号 第3次生涯学習大阪計画の延長及び変更案について

議案第 22 号

1. 決議内容

第3次生涯学習大阪計画の1年延長及び変更案について、決議する。

2. 延長及び変更の理由

大阪市社会教育委員会議意見具申「地域と学校の協働による生涯学習の推進について」（令和元年10月）を受けて、令和2年度中に第4次計画を策定し、令和3年度から第4次計画を実施する予定であったが、大阪市教育振興基本計画の1年延長及び、新型コロナウイルス感染拡大により生涯学習の取組み実施が困難な事業が多く、また指標の測定も困難であることを踏まえ、第3次計画の計画期間を1年延長し、その一部を変更する。

3. 変更日

令和3年3月31日

4. 変更点について（新旧対照）

変更後	変更前
第1章計画策定にあたって 1～2 略 3 計画の期間 平成29（2017）年度から<u>令和3（2021）年度までの5年間</u>に取り組む施策を定めるものとします。 4 略 5 <u>社会状況の変化を踏まえた今後の生涯学習のあり方について</u> <u>令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、大阪市においても生涯学習の取組みの多くが中止や延期となり、未だ再開に至っていない生涯学習の取組みが多くある状況が続いています。再開した取組みも感染防止対策の徹底が必要であり、「学びを通じた人とのつながり」を育むことが難しくなっています。</u> <u>一方、ICTの進展により学習環境は大きく変化してきていますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる会議や講座の開催、動画配信による学習が急速に拡がっており、持病のある人、障がいのある人、子育て中の保護者など、これまで生涯学習に参加することが難しかった市民にとって学びへのアクセスが容易となるなど、新たな局面も生じています。</u> <u>次期「生涯学習大阪計画」の策定に向けては、社会状況の変化を踏まえた生涯学習のあり方について、あわせて検討していくこととします。</u>	第1章計画策定にあたって 1～2 略 3 計画の期間 平成29（2017）年度から<u>32（2020）年度までの4年間</u>に取り組む施策を定めるものとします。 4 略

生涯学習大阪計画

～ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習～

【一部変更】(案)

大 阪 市

2017-2021

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
4 「生涯学習大阪計画」における「生涯学習」の考え方.....	2
(1) 第1次「生涯学習大阪計画」(平成4(1992)年2月～17(2005)年12月).....	2
(2) 第2次「生涯学習大阪計画」(平成18(2006)年1月～29(2017)年3月).....	2
(3) 第3次「生涯学習大阪計画」(平成29(2017)年4月～).....	2
5 社会状況の変化を踏まえた今後の生涯学習のあり方について.....	3
第2章 生涯学習の現状と課題.....	4
1 本市を取り巻く状況.....	4
(1) 大阪市をめぐる社会状況.....	4
(2) 国の動向.....	5
(3) 本市の動向.....	6
2 第2次「生涯学習大阪計画」の成果と課題.....	10
(1) 市民力を育む生涯学習社会づくり.....	10
(2) 「まなび」を基本としたコミュニティづくり.....	12
(3) 大阪の歴史・文化・自然環境を生かした「まなび」のネットワークづくり.....	13
第3章 大阪市の生涯学習のこれから.....	15
1 基本理念.....	16
(1) 「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」の推進.....	16
2 これからの生涯学習に必要な視点.....	16
(1) 必要な人に届く生涯学習.....	16
(2) 市民力を育む生涯学習の推進.....	16

(3) 「まなび」を基本とした教育コミュニティづくり	17
(4) 「ひと」「まち」「まなび」をつなぐ多様なネットワークづくり	17
3 市民力の育成にむけた生涯学習活動	17
4 施策の基本的な方向	19
(1) 「ひと」と「まなび」をつなぐ	19
(2) 「ひと」と「ひと」をつなぐ	24
(3) 「ひと」と「まち」をつなぐ	27
(4) 「ひと」「まち」「まなび」をつなぐ	30
第4章 計画推進の仕組み	34
1 「地域」「区域」「広域」におけるネットワーク	35
(1) 「地域(小・中学校区)」におけるネットワーク	35
(2) 「区域」におけるネットワーク	35
(3) 「広域」におけるネットワーク	36
2 生涯学習関連施設の機能の充実	37
(1) 生涯学習センター	37
(2) 生涯学習を支える基盤施設	37
3 区役所における生涯学習支援について	38
4 教育委員会ならびに局等の役割と今後の方向について	39
(1) 教育委員会における生涯学習支援機能の強化	39
(2) 局等における生涯学習支援機能の強化	40
5 計画の推進にあたって	41
(1) 推進体制について	41
(2) 進捗管理	41

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

「生涯学習大阪計画」は、教育基本法による生涯学習の理念「国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」の実現にむけ、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえて、大阪市におけるこれからの生涯学習推進にむけての視点、総合的かつ長期的に講ずべき施策の方向性とその内容を明らかにすることを目的とします。

2 計画の位置付け

「生涯学習大阪計画」は、大阪市における局・室等及び区役所（以下「局等」という。）で実施している施策・事業に関して、生涯学習の観点からとらえ、本市の生涯学習に関する施策全体を網羅し、体系的に記載する計画です。

一方、大阪市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づく計画として、「大阪市教育振興基本計画」を策定しており、計画の範囲を、幼児教育、小学校及び中学校における義務教育、高校教育までの学校園に関する教育施策とともに、生涯学習に関する教育施策を対象範囲としています。よって、「生涯学習大阪計画」は、大阪市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「大阪市教育振興基本計画」と生涯学習に関する理念を共有します。

また、関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、基本的に各計画を尊重することとし、これらと整合性を図りつつ、生涯学習の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置付けています。

本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。

3 計画の期間

平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間に取り組む施策を定めるものとします。

4 「生涯学習大阪計画」における「生涯学習」の考え方

(1) 第1次「生涯学習大阪計画」(平成4(1992)年2月～17(2005)年12月)

第1次「生涯学習大阪計画」では、「生涯学習」とは、「基本的人権、自由、民主主義、ノーマライゼーション等の人間尊重の考え方を基本として、一人ひとりが人生のあらゆる段階や場面において、できる限り自己実現をめざし、自己に適した手段・方法を選んで、自ら進んで行う自己教育活動であるとともに、学習者がその成果を社会に広げ、よりよい社会への変革を担っていくことができるための学習」としました。

(2) 第2次「生涯学習大阪計画」(平成18(2006)年1月～29(2017)年3月)

第2次「生涯学習大阪計画」では、前計画を継承するとともに、「生涯学習」とは「市民一人ひとりが身近な問題について主体的に考え、ともに解決に当たるといふ、自律し連帯する力である『市民力¹』を獲得するための学習」という考え方を付加しました。

(3) 第3次「生涯学習大阪計画」(平成29(2017)年4月～)

第3次「生涯学習大阪計画」においても、これまでの生涯学習の考え方を継承するとともに、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの変化など、さまざまな変化が見られる社会状況の中で、市民が主体的にかつ継続して生涯学習活動をつづけていくために、「市民同士が交流を図り協働する中で、連携による新たな学習や価値を創造していく取組」を生涯学習の考え方に加えます。

¹ 市民力…… 第2次「生涯学習大阪計画」では、「自分たちでものごとを決め、社会的な課題に対してはともに解決に当たるといふ市民一人ひとりの、自律し連帯する力」と定義。

第3次「生涯学習大阪計画」では、市民力の概念を拡張し、「自分たちでものごとを決め、社会的な課題に対してはともに解決に当たるといふ市民一人ひとりの、自律し連帯する力。さらには、市民同士が交流を図り協働する中で、連携による新たな学習や価値を創造していく力」と定義する。

5 社会状況の変化を踏まえた今後の生涯学習のあり方について

令和2(2020)年、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、大阪市においても生涯学習の取組みの多くが中止や延期となり、未だ再開に至っていない生涯学習の取組みが多くある状況が続いています。再開した取組みも感染防止対策の徹底が必要であり、「学びを通じた人とのつながり」を育むことが難しくなっています。

一方、ICTの進展により学習環境は大きく変化してきていますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる会議や講座の開催、動画配信による学習が急速に広がっており、持病のある人、障がいのある人、子育て中の保護者など、これまで生涯学習に参加することが難しかった市民にとって学びへのアクセスが容易となるなど、新たな局面も生じています。

次期「生涯学習大阪計画」の策定に向けては、社会状況の変化を踏まえた生涯学習のあり方について、あわせて検討していくこととします。

第2章 生涯学習の現状と課題

1 本市を取り巻く状況

(1) 大阪市をめぐる社会状況

ア 人口の減少・少子高齢化の進展

本市においては、平成27(2015)年の国勢調査での人口は269万1,185人で、22(2010)年調査より人口増加となりましたが、28(2016)年3月に公表した「大阪市人口ビジョン」によると、今後、人口減少に転じ、高齢者人口(65歳～)の増加が見込まれる一方、生産年齢人口(15～64歳)の減少などにより、高齢化は進展するとされており、社会全体の活力低下が懸念されています。

イ 大阪市内で暮らすさまざまな世帯等の状況

平成27(2015)年の国勢調査結果では、およそ半数が「単独世帯」で最も高い割合となるとともに22(2010)年調査と比較すると、「ひとり親と子供からなる世帯」「65歳以上の単独世帯(高齢単身者)」などで世帯数の増加がみられます。

「住民基本台帳」の統計データでは、「外国籍住民の世帯数」の増加もみられます。

28(2016)年に、貧困をはじめとするさまざまな困難を抱えている家庭の状況を知り、それを解決する施策につなぐために「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。また、児童虐待の増加や深刻化が社会問題となっていますが、本市においても児童虐待の相談件数が増加しています。

実態調査で明らかになった大阪市内の子どもたちの生活実態や、増加するさまざまな世帯の特徴などを踏まえて、施策を展開する必要があります。

ウ 地域コミュニティの変化

地域においては、マンションなどの共同住宅の増加や高齢化の急激な進展などの地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化、また個人の生活様式や価値観も多様化するなど人と人とのつながりの希薄化がみられ、これまで地域で担っていた自助・共助の機能が低下する一方で、地域課題はより一層複雑・多様化しています。

個人・世帯の変化に伴い、地域に広がる問題に向き合う市民力の育成が求められています。

(2) 国の動向

ア 教育基本法の改正

平成18(2006)年12月に、教育基本法が、昭和22(1947)年の制定以来、約60年ぶりに改正され、初めて生涯学習の理念について規定されました。

また、保護者の家庭教育における責務を明らかにし、学校と家庭、地域が連携・協力して教育に携わらなければならないことも新たに明記されました。

イ 社会教育関連三法(社会教育法、図書館法、博物館法)の改正

教育基本法の改正を受けて、平成20(2008)年6月には、教育関連三法(社会教育法、図書館法、博物館法)の改正が行われました。

社会教育法においては、学校、家庭、地域住民などの相互の連携協力を促進することや、社会教育主事²の職務の拡大を明記するなど、地域の教育力向上にむけた社会教育行政の役割がより明確に示されました。

図書館法及び博物館法においても、社会教育や家庭教育についての記述が加えられています。

ウ 国の教育振興基本計画

教育基本法の改正に伴って、平成20(2008)年7月に「(第1期)教育振興基本計画」が、25(2013)年6月には「(第2期)教育振興基本計画」が閣議決定されました。

重要なキーワードとして「自立」「協働」「創造」の3つが挙げられ、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の育成、③学びのセーフティネットの実現、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成、の4つの基本的方向が示されています。

² 社会教育主事……都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。

エ 中央教育審議会答申

平成20(2008)年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、国民の生涯学習支援を通じて「知の循環型社会」の構築を図るという流れが示されました。

27(2015)年12月に出された中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現にむけた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、社会総がかりでの教育の実現を図る必要が述べられています。

オ その他さまざまな法律の改正・制定

平成27(2015)年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、満18歳以上20歳未満の者が選挙に参加することができることとなりました。

また、「子ども・子育て支援法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「介護保険法の一部改正」「生活困窮者自立支援法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」など市民生活に深く関わるさまざまな法律も、多数制定されています。

それぞれの法律の趣旨を踏まえ、必要な人に届く生涯学習の取組を進める必要があります。

(3) 本市の動向

ア 市政改革の動き

① 平成24(2012)年7月「市政改革プラン-新しい住民自治の実現にむけて-」

「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター(補完性・近接性の原理)」を追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざすとされています。この中で、小学校区等の地域を単位とした地域活動協議会の形成を進めることが示され、28(2016)年12月現在では325地域で形成されています。またこの改革において、生涯学習関連施設の廃止・統合や各団体への補助金や事業の見直しなどが提示されました。

② 平成28(2016)年8月「市政改革プラン2.0－新たな価値を生み出す改革－」

新たな価値を生み出す市政改革の推進にむけ、31(2019)年度までを目標期間として、「質の高い行財政運営の推進」「官民連携の推進」「改革推進体制の強化」を改革の柱として、具体的な取組内容、目標等を示しています。

この改革プランでは、無駄を徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざして進めてきたこれまでの改革を継続し、ICTの徹底活用や、職員の能力を最大限引き出すことで、質の向上を図る改革を進めていくことを掲げています。

イ 機構改革の動きと指定管理者制度³

平成19(2007)年度、教育委員会が所管していた事業のうち、青少年施策をこども青少年局に、博物館等施設をゆとりとみどり振興局(現：経済戦略局)に移管し、「生涯学習ルーム事業⁴」や「小学校区教育協議会－はぐくみネット－事業⁵(以下はぐくみネット事業という。)」等の地域生涯学習事業を各区役所で実施することとなりました。

教育委員会事務局では、24(2012)年度に区長を区担当理事に位置付け、27(2015)年4月からは区長を区担当教育次長に位置付け、区域内の教育施策・事業につき一定の決定権を区長が持つ「分権型教育行政システム」を推進しています。

15(2003)年6月の地方自治法の改正に伴い、第2次「生涯学習大阪計画」策定時に、教育委員会の所管であった多くの生涯学習関連施設⁶においても、指定管

3 指定管理者制度……住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15(2003)年9月に設けられた。

4 生涯学習ルーム事業……大阪市内の小学校の特別教室等を活用し、講習・講座を実施する事業。市民の日常生活にとって身近な施設である小学校を、「地域」における市民の生涯学習活動の拠点とし、地域住民への学習機会の提供と充実を図り、地域のコミュニティづくりにも寄与する。

5 小学校区教育協議会－はぐくみネット－事業……地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人のつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進する事業。

6 生涯学習関連施設……生涯学習センター、博物館、図書館、青少年施設、スポーツ・文化施設をはじめとした市民の学習を支援する施設全般を意味する。

理者制度が導入されています。開館日や開館時間の拡充など市民サービスの向上のほか、生涯学習センターなどでは利用率が向上するなど、導入の効果が上がっています。

ウ 教育行政にまつわる条例の制定

平成24(2012)年5月の「大阪市教育行政基本条例」では、社会が多様化し激しく変化する中で、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるよう教育を行うことを掲げています。教育行政におけるマネジメントを改革し、市長と教育委員会が連携して教育の目標と施策の内容を決定するとともに、開かれた教育行政を推進することとしています。

また、生涯学習に関わっては、「教育委員会は、市長と相互に連携・協力を行い、家庭の教育力の向上を支援するために必要な施策を講じることや、青少年及び成人に対する教育活動の振興に努めるものとする」と明記されています。

24(2012)年7月の「大阪市立学校活性化条例」では、校園長を中心としたマネジメントの確立や、保護者や地域住民などが学校運営に参加し、その意向を反映するための学校協議会⁷を設置し、開かれた学校運営を推進することとされています。

エ 大阪市教育振興基本計画の策定

平成23(2011)年3月に策定された「大阪市教育振興基本計画～“ええとこ”のばそ大阪の教育～」では、23(2011)年度からの10年間を見通した本市の教育の方向性を示した上で、その方向性に沿って今後5年間で取り組むべき施策を示しています。めざすべき目標像として、社会教育・生涯学習に関しては、第2次生涯学習大阪計画と理念を共有する「パートナーシップに基づく“自律と協働の生涯学習社会づくり”の推進」を掲げています。

25(2013)年3月には、「大阪市教育振興基本計画」の改訂版が策定され、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の趣旨を踏まえ、27(2015)年度までの3年間に取り組むべき施策を示しています。生涯学習に関しては、「市

⁷ 学校協議会……「大阪市立学校活性化条例」に基づき、「保護者や地域住民などの学校運営への参加を促進すること」、「保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映すること」を目的とし、開かれた学校運営を実現し、より良い学校教育を推進するために、全ての大阪市立の学校園に必ず置く事とされた組織。

民が協働する仕組みづくりと生涯学習の支援」として、「学校・家庭・地域の連携の推進」及び「生涯学習の推進」を掲げています。

29(2017)年4月以降の「大阪市教育振興基本計画」においては、本「生涯学習大阪計画」と理念を共有します。

オ 大阪市社会教育委員会議

平成26(2014)年6月、第3次「生涯学習大阪計画」の策定にあたり、教育委員会より社会教育委員会に諮問が行われました。それを受けて、社会教育委員会から教育委員会へ、27(2015)年3月「これからの生涯学習施策のあり方について」(意見具申)が提出されました。

意見具申では、基本理念を「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」とし、これまでの計画の蓄積を踏まえつつ、「必要な人に届く生涯学習」「『新たな公共を支える原動力』としての生涯学習」「つながりの場づくり」「目標の共有」「既存の手法からの転換」がこれからの生涯学習に必要な視点であるとし、さまざまなネットワークの構築や、社会的包摂⁸(ソーシャルインクルージョン)の概念の重要性などが述べられています。

第3次「生涯学習大阪計画」は、この意見具申を踏まえて作成しています。

⁸ 社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)……全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2 第2次「生涯学習大阪計画」の成果と課題

平成18(2006)年1月からの第2次「生涯学習大阪計画」では、「『自律と協働の社会』をつくる生涯学習の推進」を基本理念とし、さまざまな施策を進めてきました。

同計画での施策体系の3つの方向性であった ①市民力を育む生涯学習社会づくり ②「まなび」を基本としたコミュニティづくり ③大阪の歴史・文化・自然環境を生かした「まなび」のネットワークづくり に基づいて、「生涯学習大阪計画」進捗状況調査結果・世論調査などから、成果と課題をまとめます。

(1) 市民力を育む生涯学習社会づくり

市民一人ひとりが、さまざまな課題解決にむけ、自分たちでものごとを決め、共に解決に当たるといった市民力を身につけることを支援するために、学習機会の提供などを行ってきました。

ア 学習機会の提供

局等が実施する現代的社会的課題等の講座開催数は減少しましたが、のべ参加者数は増加しており、各学習機会への市民の関心が高まり、学習活動の活性化が図られています。

また、局等での出前講座・講師派遣等の事業など、市民が企画する学習会への支援の取組が充実し、市民の利用が増加しています。

一方、それらの学習機会におけるのべ参加者数は増加しましたが、世論調査においては「一年間の中で生涯学習を行ったことがある市民」の割合は減少していることから、学習参加者層の二極化が考えられます。学習阻害要因を分析し、これまで学習に参加していない層に対して、新たに学習参加してもらう取組が必要です。

なお、調査結果では、働き盛りの幅広い年代でリカレント教育⁹・職業教育に関するニーズが高くなっており、多様な学習ニーズに応えるための学習機会の充実をより一層図っていく必要があります。

⁹ リカレント教育……一度社会に出た人が、学校やそれに準ずる教育・訓練機関に戻る事が可能な教育システム。リカレント(recurrent)は循環するとの意味。

また生涯学習関連施設が減少した結果、施設等での講座の開催数は減少しています。市民の学習支援として、講座開催とは別の方法での学習機会の充実をより一層図っていく必要があります。

イ 学習相談

生涯学習関連施設等での、市民からの学習相談件数等は、全体として約50%増加しています。

一方で、平成26(2014)年の世論調査結果では、「インターネットやメールを使っていない人の割合」は13.6%と、15(2003)年調査の46.6%から大幅に減少するとともに、市民の情報入手方法が紙媒体での割合は減る一方で、インターネット等での入手割合が高くなっています。こうした市民の動向を踏まえ、ICTを積極的に活用し、市民サービスの向上に取り組む必要があります。

より一層の市民ニーズに対応した学習相談等に対応していくために、官民含めた生涯学習情報を効率的・効果的に収集し、提供できる仕組みが必要です。

ウ 人材育成と社会参加

市民力をはぐくむ人材育成の取組が多数実施され、生涯学習推進員¹⁰やはぐくみネットコーディネーター¹¹をはじめとして市域のさまざまな分野で市民ボランティアの養成がすすみました。さらに、市民活動を行っている市民を対象とした、スキルアップのための学習機会の提供も行われるなど、継続した市民活動の支援が図られています。

一方でさまざまな分野でのボランティア活動において、核となるメンバーについて固定化・高齢化傾向がみられ、自律的な持続可能な活動を行っていくために、新たな人材の育成・確保、他の組織との連携などが必要となっています。

また、行政が行う生涯学習分野での人材育成・ボランティア活動の支援については、地域活動の中では取組年数が比較的浅いことから、まだ地域においての認知度、活躍の場が十分でないことがあり、ボランティアと地域団体等での目的意識の

¹⁰ 生涯学習推進員……市民が主体となって、地域での生涯学習を推進するため、「生涯学習ルーム」を主な活動拠点とし、市民の身近なところで、市民の学習活動を側面から援助するコーディネーターとしての役割を果たす市民ボランティア。

¹¹ はぐくみネットコーディネーター……はぐくみネットの取組の要としての地域ボランティア。事務局を設け、各組織・団体間の連絡調整や情報収集・発信、会議の準備などを行う。

共有化やボランティア活動の認知度の向上にむけて、つながりの場づくりや、活躍の場づくりを支援する必要があります。

(2) 「まなび」を基本としたコミュニティづくり

学校を拠点として、市民の主体的な学びの支援・子どもと大人がともに学び交流できる学習機会の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、人と人のつながりの中で子どもを育てる「教育コミュニティ¹²」づくりを進めるためのネットワークを構築し、学校教育支援や、人と人が出会い・交流する催し、子育て・教育の情報を地域で共有するための情報収集・発信等を行いました。

ア 生涯学習ルーム事業

全小学校の特別教室等で、市民の主体的な学びの場としての生涯学習ルーム事業を実施しています。生涯学習ルーム活動では、「子ども」「保護者と子ども」を対象とした講座、土曜授業の実施など学校と連携・学校教育支援に取り組む講座が複数実施されるなど、小学校区においての教育コミュニティづくりにむけた活動が進むなど成果をあげる一方で、講座参加者の固定化・高齢化などの課題を抱えている生涯学習ルームがあります。

イ 教育コミュニティづくり

全小学校区において、「小学校区教育協議会-はぐくみネット-」、全中学校区において、「学校元気アップ地域本部¹³」、全小・中学校において学校協議会などの仕組みができ、地域においては小学校区などを単位とした地域活動協議会¹⁴が設立されるなど、学校と地域の関係づくりがすすみました。それに伴い、学校諸活動に参加するボランティア登録者が全体として増加しています。

¹² 教育コミュニティ……地域社会の共有財産である学校を核とし、地域社会の中で、さまざまな人々が継続的に子どもにかかわるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで、子どもの健全な成長発達を促していこうとするもの。かつての地縁的コミュニティに加えて、少子・高齢化等が進む新しい時代のコミュニティとして、学校・家庭・地域社会の協働をめざすもの。

¹³ 学校元気アップ地域本部……市立中学校区に学校と地域をつなぐ調整役として地域コーディネーターを配置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消にむけ、学校のニーズに応じた取組を行う事業。

¹⁴ 地域活動協議会……小学校区等地域を基本単位に、地域の実情に応じた形で、地域団体、企業、多様な人材などが話し合い、地域の将来像を共有しながら、地域の活性化にむけて、地域活動や地域課題解決に協働して主体的に取り組む地域運営の仕組み。

一方で、これまでの教育コミュニティの単位として位置付けてきた「地域（小学校区）」においては、児童数の減少などから小学校の統廃合が進む地域、小中一貫校の設置などによって小学校区と中学校区が重なる地域がでてくるなど、学校を核とする地域の状況の変化もあります。

他方、「学校元気アップ地域本部事業」はもとより、地域の協力のもとで中学生を対象に実施する防災研修・訓練など、中学校区を単位として行う事業の増加もみられます。

また、教育コミュニティづくりをめぐる事業においては、はぐくみネット事業と地域活動協議会の取組の重複が見られるとの意見が地域やボランティアから聞かれる状況もあります。

学校を核とする地域において、教育コミュニティづくりと学校・家庭・地域の連携を安定的に進めるために、各種団体の役割や各種事業の役割の整理が必要です。

また、地域住民が主体的に活動を行っていく中で、各種団体の活動内容、ニーズ・課題の把握等が難しくなっている状況があります。市民団体が主体的にかつ持続可能な活動ができるように、局等において各種団体支援の取組などの情報共有を図る必要があります。

(3) 大阪の歴史・文化・自然環境を生かした「まなび」のネットワークづくり

大阪市内の有形・無形の文化資源、人々の日常生活が育む生活文化や自然環境などを生かした「まなび」のネットワークづくりを進め、地域社会やNPO、大阪市、企業などが互いに連携・協働し、いきいきと活力ある大阪をめざしていくための生涯学習を推進しました。

ア 情報発信・学習機会の提供

大阪の歴史・文化・自然環境について、各区役所のHPでの地域の歴史・文化の紹介などインターネットを用いた情報発信の取組の充実を図るとともに、地域や市民団体等と連携した歴史・文化を学ぶ取組が進められています。

今後も一層の情報発信の充実・学習機会の提供にむけて、歴史・文化・自然環境に関係する局等と十分な連携を図る必要があります。

イ 市立図書館・学校図書館

図書の整備や学校図書館補助員¹⁵、同コーディネーター等の配置など、魅力ある学校図書館づくりにむけた新たな取組が進展しました。

今後も、子どもの読書活動をより一層推進するため、市立図書館と連携した学校図書館の利用促進や環境整備を進める必要があります。

ウ 大学等高等教育機関や企業等との連携

各区役所を中心に、大学等高等教育機関や企業等との協定が結ばれ、連携した取組が行われています。

今後、市内全域での生涯学習の活性化にむけて、広域を対象とする生涯学習関連施設等の生涯学習資源や生涯学習事業、地域図書館や生涯学習ルーム等を中心とした区域、地域での取組との連携を推進する必要があります。

¹⁵ 学校図書館補助員……大阪市では、学校図書館の開館回数を増やすとともに児童生徒の読書活動を推進する魅力ある学校図書館づくりを行うため、平成27(2015)年10月より、全小中学校に学校図書館補助員を配置している。学校図書館補助員は学校図書館の開館をはじめ、図書の整理や掲示物の作成、読み聞かせの実施など、各校の状況に合わせて、担当教員と協力して業務にあたる。

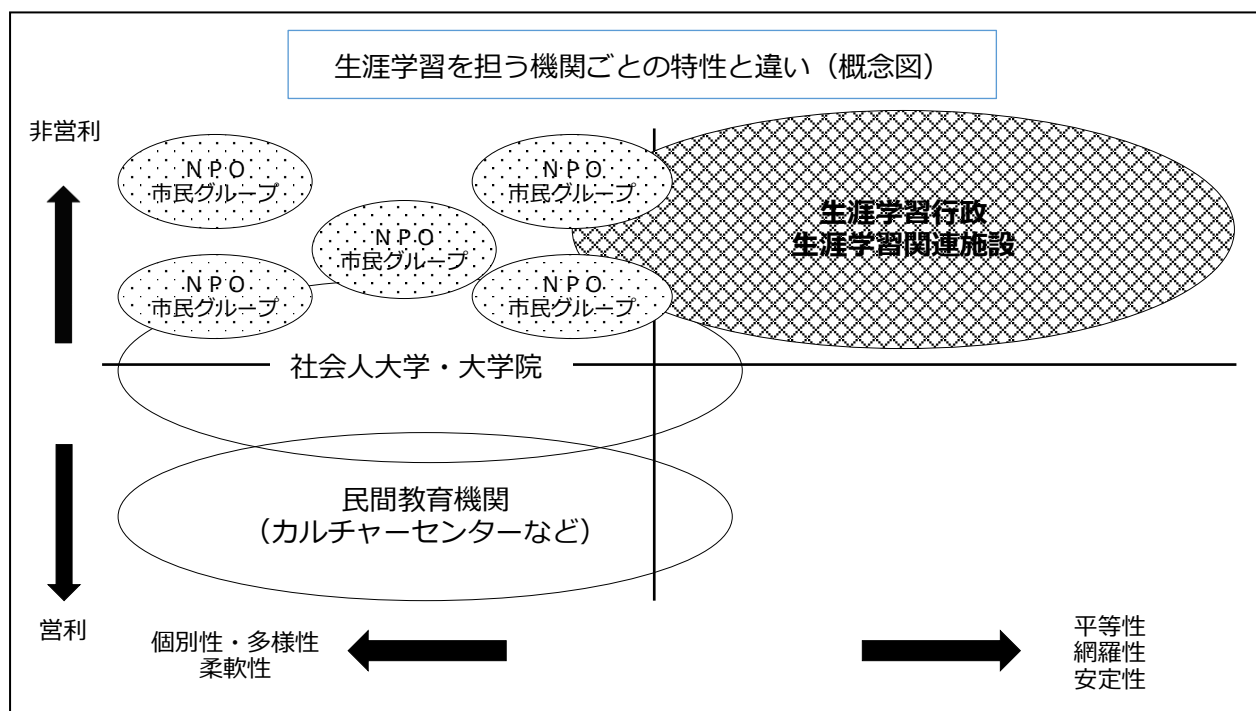
第3章 大阪市の生涯学習のこれから

生涯学習の推進にあたっては、市民一人ひとりが、人生のあらゆる段階や場面において、自分に適した手段・方法を選んで、主体的に学習に取り組めるように、市民相互、あるいはNPOや行政、企業などが協働し、それぞれの特性を生かしつつ相互に連携するなど、ネットワーク型の活動を進めていくことが必要です。

大阪市においては、地域において多様な活動主体が「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもと、相互に理解し信頼し合いながら共同して豊かなコミュニティを形成し、さらにこれらの活動主体と行政とが協働して「公共」を担う、活力ある地域社会づくりをめざしています。

生涯学習の推進における大阪市の役割は、継続的・安定的かつ平等に全市域を網羅し、なおかつ営利事業では成り立ちにくい、現代的・社会的課題に対応した学習機会の創出や、「教育コミュニティ」を支える市民ボランティアの養成・研修、学習相談などの分野を中心にその役割を担います。

本章では、今後の大阪市が取り組んでいく生涯学習活動に関して、平成32(2020)年度までに達成をめざす目標像と進めていく具体的施策を記載します。



1 基本理念

(1) 「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」の推進

第2次「生涯学習大阪計画」では、「『自律と協働の社会』をつくる生涯学習の推進」を基本理念としました。

第3次「生涯学習大阪計画」では、この理念を継承しつつ、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの変化など、さまざまな変化が見られる社会状況の中で、市民が主体的にかつ継続的に生涯学習をつづけていくために、新たに「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」を基本理念とします。

これからの大阪市は、市民活動の支援として、市民力の育成とともに、大阪市が育ててきた多くの有為な「ひと」、市民主体で進めてきた「まち」づくり、豊かな地域文化、自然環境などの財産を生かしながら、「ひと」と「まち」、そして多様な「まなび」をつなぐネットワークづくりという「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」をすすめます。

さらに、その中で、「まなびの循環」「知の循環」を促進し、さらなる「ひと」と「ひと」、「ひと」と「まち」のつながりをつくり、新たな学習や価値を創造することで、社会全体が発展する「持続可能な豊かな生涯学習社会」をめざします。

2 これからの生涯学習に必要な視点

(1) 必要な人に届く生涯学習

学ぶことは全ての人の権利であり、誰もが必要な時に必要なことを自分に適した手法で学べる生涯学習社会づくりが、めざすべき社会の姿です。

これまで生涯学習やまちづくりに結びつきの薄かった層のニーズを喚起し、生涯学習の振興を図ります。

(2) 市民力を育む生涯学習の推進

これからの生涯学習は、市民一人ひとりの生きがいづくりや自己実現の観点とともに、生涯学習活動を豊かな地域づくり、コミュニティづくりに資するものとしてとらえ、市民の生涯学習を推進していく視点が重要です。

市民の社会参加、住民自治の推進にむけ、各局・区とも連携して市民力を持つ新たな公共を担っていく人材の育成に取り組みます。

(3) 「まなび」を基本とした教育コミュニティづくり

大阪市では小学校区を一つの基礎コミュニティとしてとらえ、教育的な視点から地域住民のつながりを育む「教育コミュニティづくり」を中核に据え、大阪市独自の地域生涯学習の推進を図っています。

引き続き、小学校を拠点とした学習機会の充実や、地域による学校支援の取組、学校・地域・家庭の連携に取り組むとともに、変化する状況の中で、教育コミュニティづくりと学校との連携・学校教育支援を安定的に進めるために、小学校区と中学校区の間の一層の連携を図り、市民主体の「教育コミュニティ」づくりを進めます。

(4) 「ひと」「まち」「まなび」をつなぐ多様なネットワークづくり

21世紀は新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会¹⁶」の時代であるといわれています。「知」が重要視されるこれからの社会で、大学等の高等教育機関、企業や市民団体、生涯学習関連施設、大阪の持つ歴史・文化・自然環境など、大阪の持つ資源を生かした「まなび」のネットワークづくりを進め、学習の機会・内容に広がりを持たせ、まちの魅力を創造・発信し、市民のまちへの関心・愛着を高めていきます。

3 市民力の育成にむけた生涯学習活動

市民力の育成にむけた生涯学習活動は、1) 学習の基礎的な力を培う、自ら学ぶ意欲を育むために「講座」を受講するなどの主体的に自らを「たがやす生涯学習」の段階、2) 生涯学習活動に主体的に参加していく「かかわる生涯学習」の段階、3) 学んだ知識や技術を他者に教えたり、他者とつながって新たな展開を図るなど「つくる生涯学習」の段階に分類され、3つの段階は相互に循環しています。市民

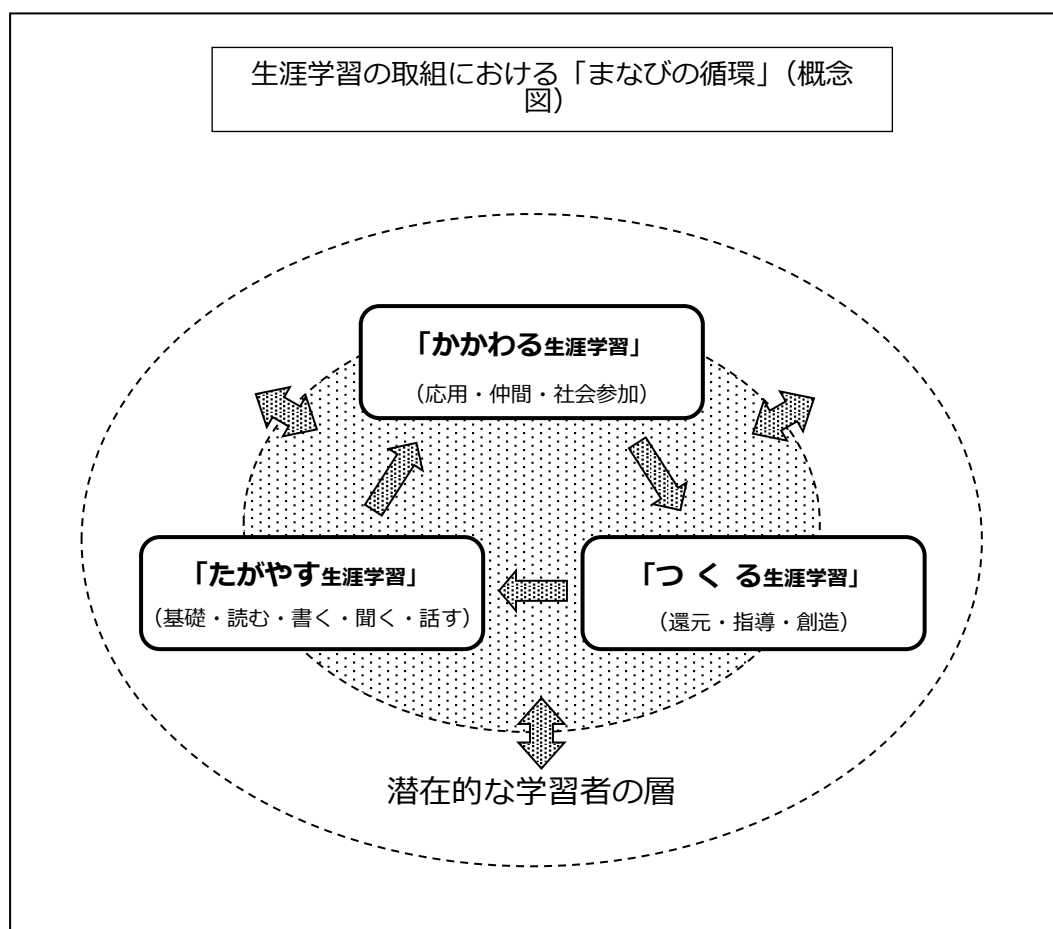
¹⁶ 知識基盤社会……新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと。

は、関心のあるテーマや自らの身につけた知識や技能に応じて、どの段階から生涯学習にかかわることが可能です。

また、さまざまな段階で学びを進める市民が、学習課題を通して、自らの周辺にいる、これまで生涯学習活動に参加していない、学習の必要性や意義に気づいていない潜在的な学習者層に気づき、必要に応じて働きかけを行い、ともに学習に取り組んでいく活動も行っています。

市民主体の生涯学習の取組は、教える側と教えられる側を固定することなく、学びの循環を生み出します。そこで、一人ひとりの知識や技能の習得をすすめるとともに、人と人のつながりを深め、市民の社会参加を促進します。

そして、学習成果を発表・活用し、地域活動への還元などを行う中で、新たな価値を生み出しながら、豊かなコミュニティづくりを進め、市民の生活を充実したものにしていきます。



4 施策の基本的な方向

(1) 「ひと」と「まなび」をつなぐ

第2次「生涯学習大阪計画」では、市民力の育成をめざして、局等で学習機会の提供を行いました。それらの学習機会におけるべ参加者数は増加しましたが、世論調査においては「一年間の中で生涯学習を行ったことがある市民」の割合は減少しています。生涯学習活動を行う人は複数の活動を行うなど活発に行う一方、学習に参加していない層の割合は増えるなど学習活動における二極化がみられます。

世論調査では、学習や活動をしていない理由として「忙しい」「きっかけがつかめない」などで割合が高くなっています。アウトリーチの視点、ICTを使った情報発信など、全ての人に、学びを届けていくという取組が必要です。

とりわけ大阪市においては、「単独世帯」が世帯の半数を占め、また「高齢者単身世帯」「ひとり親世帯」「外国人世帯」など、さまざまな世帯が増加しています。こうした世帯は、友人、家族、コミュニティなど社会の関係性から切り離され、社会とのつながりが極めて希薄になってしまうという社会からの「孤立化」のリスクが高いものとして留意する必要もあります。

市民の新たな学習参加をめざして、学習したくてもできない環境にある人や、学習が必要であるけれど、機会や情報がなく学習意欲が持てない人なども含めて、全ての人に「まなび」が届くように取組をすすめます。

【成果指標】

項目	現状値	目標値
世論調査「現在、またはこの1年間のうちに、一定期間継続した生涯学習活動を行ったことがある」と答える市民の割合	34.7% (27(2015)年度)	45%以上
生涯学習センターや図書館における学習や市民活動に関する相談件数	303,589件 (27(2015)年度)	年間30万件以上(毎年)
全国学力・学習状況調査「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館へどのくらい行きますか」の項目について、「全く行かない」と答える児童・生徒の割合	児童 45.7% (全国平均 30.7%) 生徒 71.8% (全国平均 57%)	全国平均以下

識字・日本語教室における「学習者の教室活動に対する満足度」	—	80%以上
-------------------------------	---	-------

【施策の内容】

ア 一人ひとりを包摂する人権を尊重した社会づくり

社会から孤立化しがちな人々を生涯学習活動を通して支援できるように、社会的包摂の視点をもって、情報発信、学習機会の提供を行います。また、子どもから、高齢者まで全ての人を対象として、学習機会や情報の提供及び学習機会の充実を図ります。

- ① 民生委員など、地域で活動している方や福祉的事業や各種相談事業等との連携をすすめ、学習が必要であるが、これまで生涯学習活動に参加していない層への生涯学習情報の周知を行います。
- ② 生涯学習関連事業間の連携を図り、市民が集まる機会を利用して多様な学習プログラム提供やインターネット等で学習できる機会を提供します。
- ③ 講座等を開催する際に、必要に応じて、手話通訳や一時保育をつけるなど、学習活動を行う上での阻害要因を取り除くサポートを行います。
- ④ 市民や企業、市職員に対して、一人ひとりの人権を尊重し差別のない共生社会づくりのための啓発及び学習機会の提供を行います。
- ⑤ 「こども・子育て支援計画」と連携し、全ての子どもが健やかに成長するように、子どもに対するさまざまな体験や学習機会の提供及び学習機会の充実を図ります。
- ⑥ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と連携し、高齢者一人ひとりが生きがいをもって健やかに高齢期を過ごすことができるよう、高齢者に対する学習機会や情報の提供及び学習機会の充実を図ります。

イ 成人基礎教育¹⁷の機会・場の充実

識字・日本語教室の開設や、各種講座等によって、読み・書き・計算・コンピューター操作をはじめとして、社会のなかで成人が課題に対応しつつ生きるための基礎力となる基本的知識・技能・コミュニケーション能力などを獲得するためのさまざまな学習機会・場の充実に努めます。

- ① 新たな外国籍住民や義務教育を十分に受けられなかった人など、さまざまな理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し学習機会を提供し、社会参加促進を図ります。また、教室運営や学習支援・社会参加のための人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図ります。
- ② 社会のなかで成人が課題に対応しつつ生きる力を身につけるために必要な基本的知識・技能・コミュニケーション能力などを獲得するためのさまざまな学習機会を提供します。

ウ 関連局等の連携による家庭教育支援の推進

保護者が家庭において、子どもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、福祉的事業・子育て支援事業等と連携しながら、家庭教育に関する学習機会や情報提供、交流の場の提供などを行います。また、これらを通して、児童虐待の未然防止や、学校教育の支援に資するものとしします。

- ① 保護者に対して、子どもの発達段階等に応じた関わり方、ストレス対処法、子どもの生活習慣の改善や学習習慣づくり等に関する学習機会の提供、保護者同士の仲間づくりができる場の提供などを行います。
- ② 親になる前の世代に対して、親になることについて考えることができるような学習機会の提供を行います。
- ③ 子育てや教育に関する相談窓口と連携し、さまざまな機会を通じて、家庭教育や生涯学習の情報発信を行います。また、教育委員会ホームページ上に、「親

¹⁷ 成人基礎教育……狭義には成人の識字、計算、母語とは別の当地の言語、さらにコンピュータなどを含めてのコミュニケーション能力の形成を意味するが、広義には成人として義務教育段階以上の学力を備え、人間らしい生活を営み、社会に働きかけ得る能力の獲得のための教育を意味する。

カアップサイト」を開設し、家庭教育に関するコラムや講座紹介、eラーニングなどの掲載を行います。

- ④ 家庭教育を支援するための人材育成を行うとともに、地域で活動する団体や人と連携し、家庭教育に関する情報発信に取り組みます。
- ⑤ 家庭教育や子育て支援の施策については多くの関連局等があります。こうした局等が相互に情報交換と連携を図り、家庭教育に関する施策を推進します。

エ リカレント教育・職業教育の充実

就業していない若年層や、さまざまな事情で新たに就労する必要のある人に対して、自立支援・就労支援につながる学習機会の提供を行います。また、すでに職業に就いている人や退職した人などが、職業上求められる専門性を身につけたり、新しい専門性を身につけるための支援を行います。さまざまな学習ニーズに応えるために、教育関係機関や労働関連部局、大学や専修学校などの高等教育機関、市民団体、NPO等と連携を図り、総合的な支援を推進します。

- ① 就業していない若年層等を対象に、自立支援・就労支援につながる学習機会の提供を行います。
- ② 現在、職業に就いている人が職業上求められている専門性を身につけたり、新しい専門性を身につける学習機会の提供などの支援を行います。

オ 図書館機能の充実

図書館は、市民が生活に必要な情報を入手し、読書を通じて文学や芸術の豊かさに触れることができる場であり、学びのセーフティネットとしての役割を担います。また、子どもの読書活動の相談・支援センターとして学校や地域と連携して子どもの心と想像力をはぐくむ読書活動を市民との協働により効果的に推進します。各市立図書館は区内の小・中学校との連携を強化し、家庭や学校、地域における読書活動や図書を介した多様な活動の推進を図り、子どもたちを含めた市民の学びを総合的に支援します。

- ① 知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、地域の情報拠点として生活上のさまざまな課題や地域課題の解決のため、図書資料の充実を図ります。

- ② 中央図書館を中枢とした情報・物流ネットワークの構築のもと、スケールメリットを生かし市内全域に自動車文庫の巡回も含め効率的な図書館サービスを提供します。
- ③ 点字・録音図書の提供、対面朗読サービスの実施など、視覚に障がいがある方に対する読書支援や、外国語を母語とする方への読書支援、来館が困難な方への郵送貸出サービスなどを行っています。マルチメディアデイジー¹⁸の提供等ディスレクシア¹⁹（発達性読み書き障がい）の児童への取組も進めています。
- ④ 自宅からも図書館サービスを利用できる電子書籍やデジタルアーカイブ²⁰、音楽配信など、誰もが学びの機会を得ることができるような取組を進めます。
- ⑤ 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づき、各区の実情に応じて地域・学校と連携した子ども読書活動推進のための企画・立案・実施を行うなど、子どもの読書相談支援センターとしての機能を果たします。
- ⑥ 各市立図書館は、魅力ある学校図書館づくりの推進を図るため小中学校図書館整備を支援するとともに、調べ学習、一斉読書など学校教育での図書館活用を促進し、主体的な子どもの学びを支援します。

¹⁸ マルチメディアデイジー……デイジーとは、Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）の略称で、もともとは視覚障がい者の録音図書のために開発された録音形式。マルチメディアデイジーは、ひとつのメディアにデイジー形式の音声データと、その部分のテキストや画像等をシンクロ（同期）させることができる情報システムをいう。

¹⁹ ディスレクシア……文字の読み書き学習に困難をかかえる学習障がいの一種。

²⁰ デジタルアーカイブ（digital archive）……図書・出版物、公文書、美術品・博物品・歴史資料等の公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み。デジタルアーカイブの構築により、博物館・美術館、図書館などへ実際に行かなくても、インターネットを経由してさまざまな文書や絵・写真などを閲覧できる。

(2) 「ひと」と「ひと」をつなぐ

大阪市ではPTAや青少年団体をはじめとする社会教育関係団体²¹や、地域・市民団体、企業、NPOなど、市民力をもつ多様な「市民」が日々活動しています。

第2次「生涯学習大阪計画」では、局等での現代的・社会的課題に関する学習機会の提供や人材育成の取組を行い、生涯学習推進員やはぐくみネットコーディネーターをはじめとして市域のさまざまな分野で活躍する人材の育成がすすみました。

一方、その中で、現在活動している団体からは、活動する上での課題として、活動する人の固定化・高齢化、一部の人に偏った負担などがあがっており、自律的な市民活動を継続していくために、新たな担い手の発掘・育成、情勢の変化に柔軟に対応できる人材の確保、他の活動団体や地域団体との連携・協働などが必要となっています。

今後も、自律的な市民活動が行われていく「持続可能な豊かな生涯学習社会」にむけて、新たな担い手の発掘・育成につながる学習機会の提供、地域における人・団体の連携・協働等を促進する生涯学習推進員をはじめとした市民ボランティアの育成、活動を行う人が地域活動の事例などから負担軽減等へのヒントを学ぶ学習機会の提供、活動しているボランティアの情報発信等の推進を図ります。

また、生涯学習活動を行うさまざまな団体・グループ同士の連携・協働が促進されるようにつながりをつくる場や機会を提供するとともに、その中で新たな学習や価値を創造していくことをめざします。

【成果指標】

項目	現状値	目標値
世論調査「生涯学習活動で身に付けた知識・技術等の成果を、ボランティア活動や地域活動、他人への学習指導等に活用している」と答える市民の割合	19.4% (27(2015)年度)	22%以上

²¹ 社会教育関係団体……法人である与否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

生涯学習センターの実施する人材育成に関する講座の受講者アンケートで「今後、学んだ内容を生かして、地域社会の多様な活動に関わっていきたい」と答える割合	—	毎年 90%以上
生涯学習推進員登録数	1,174 人	1,200 人以上
各区で、生涯学習活動団体等の交流会の実施	24 区で実施	全区年 1 回以上 (毎年)

【施策の内容】

ア 市民力の育成

学習活動を通して、市民が市民力を高めていけるように、講座、講師派遣などさまざまな方法での学習機会の提供を行います。

- ① 市民が、現代的・社会的課題について主体的に考える講座等の学習機会を提供します。
- ② 現代的・社会的課題について市民同士で主体的に考える学習の支援として、市民が企画する学習の場に、講師派遣等を行います。
- ③ さまざまな課題解決にむけて、市民同士で連携・協働、さらにはその中で新たな学習や価値を創造していくための学習活動の支援や学習相談体制の充実を図ります。

イ 「つなぐ人材」の育成と認知度の向上

大阪市の生涯学習推進にむけて、局等の取組を有機的に連携し、「ひと」と「ひと」をつなぐ人材である市民ボランティアの育成と、ボランティアの地域における認知度向上に取り組めます。

- ① さまざまな市民ボランティアの育成に関する学習・研修の機会を提供します。
- ② 市民活動を行っている人を対象とした学習機会の提供を図ります。
- ③ 生涯学習に関する市民ボランティア募集や人材バンク等の普及と推進を図ります。

- ④ 市内で活躍するさまざまな分野の市民ボランティアとその活動について、情報発信と認知度の向上に取り組みます。

ウ つながりの場づくりの推進

地域団体、市民団体、企業、NPO など多くの人材が交流し、つながりをつくる場や機会を提供するとともに、その取組について情報発信を行います。また、その中で新たな学習や価値を創造していくことをめざします。

- ① 生涯学習センターや中央図書館をはじめとする生涯学習関連施設、大学等の高等教育機関などにおいて、市民同士が交流し、つながりをつくる機会・場を提供します。
- ② 地域図書館をはじめとする生涯学習関連施設において、各種フェスティバルなどの文化的な催しを通して市民同士が交流し、つながりをつくる機会を提供します。
- ③ 区役所において、情報コーナーや交流スペースを設けるなど、市民同士のつながりづくりを支援します。
- ④ 地域（小学校区など）において、新たな人のつながりがうまれるきっかけとなる取組を進めます。
- ⑤ 民間での新たなつながりの場などの情報発信を行います。

エ 団体・グループの育成・支援

社会教育関係団体をはじめとする生涯学習活動を行う団体・グループが、今後も自律的に持続可能な活動を行えるように、側面的な育成・支援を行います。

- ① 地域活動協議会と、各種社会教育関係団体などが、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、情報共有し、連携した取組をすすめます。
- ② 各種地域課題の解決にむけて取り組む団体・グループ等と行政が協働・連携した取組を行います。
- ③ 各種団体に対する相談体制の充実、団体支援情報等の提供、団体の認知度を高める情報発信支援など、市民活動団体をさまざまな方法で支援します。

(3) 「ひと」と「まち」をつなぐ

大阪市では、地域社会の共有財産である学校を核とし、地域社会の中で子どもの健全な成長発達を促していこうとする「教育コミュニティ」づくりをすすめています。

第2次「生涯学習大阪計画」では、全小学校区において「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」、全中学校区において「学校元気アップ地域本部」、全小・中学校区において学校協議会などの仕組みができ、地域においては小学校区などを単位とした地域活動協議会が設立されるなど学校と地域の関係づくりが進みました。

一方、小学校区、中学校区、地域を対象に新たな仕組みが構築される中で、学校等を拠点とするさまざまな組織で取組が重複している状況や、小学校、中学校において児童・生徒数の減少などから学校の統廃合が進んでいる状況もみられます。

地域活動協議会と連携を図りながら、継続的・安定的かつ平等に、小学校や中学校を拠点として学校・家庭・地域が連携し、世代間交流や地域課題の解決のための学習機会の充実、学校支援の取組を行えるよう、「教育コミュニティ」づくりをすすめます。

【成果指標】

項目	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査「PTAや地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか」の項目について、「よく参加してくれる（参加してくれる）」と答える学校の割合	小：92.8% (全国平均 97.7%) 中：90.9% (全国平均 95.6%)	全国平均以上
全国学力・学習状況調査「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の項目について、「当てはまる（どちらかといえば、当てはまる）」と答える児童・生徒の割合	小：55.0% (全国平均 66.9%) 中：31.0% (全国平均 44.8%)	全国平均以上

学校や地域図書館を拠点に、子どもや、子どもと大人がともに学び交流できる機会の実施	世代間交流に取り組む講座 (208 生涯学習ルーム 785 講座) 地域と学校が連携する講座 (254 生涯学習ルーム 1,221 講座)	各生涯学習ルーム 年1回以上
	地域図書館(講座数) 2,725 回	27(2015)年度以上

【施策の内容】

ア 「まなび」を基本とした教育コミュニティづくり

学びを通して、地域の中で大人同士、また大人と子どものつながりづくりを行います。また、学校・家庭・地域が連携して子どもをはぐくむ取組を進めます。

- ① 学校や地域図書館などを拠点に子どもと大人がともに学び活動する場、地域社会の課題を共有し解決するための体験型・問題解決型の学習機会の充実を図ります。
- ② 「大阪市スポーツ振興計画」と連携し、いつでもどこでも誰でも気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりなど地域生涯スポーツの振興を図ります。
- ③ 教育コミュニティづくりを支える仕組みの強化を図り、学校教育支援の取組を行います。

イ コミュニティに参加していない層の社会参加促進

地域コミュニティとの関わりが薄い層のコミュニティ活動への参加につなげる取組を進めます。

- ① 地域活動への参加を促すため、ホームページ上や生涯学習関連施設において地域の情報発信に努めます。

- ② 区域・地域（小学校区など）において、さまざまな機関・活動主体が連携・協働して地域課題やニーズに対応した取組・活動を進めることにより、人のつながりを広げ、新たに地域との関わりを持つきっかけをつくります。
- ③ 人と人との新たなつながりや地域との関わりを広げるために、ICT利活用の視点を盛り込み、より幅広い層の市民の社会参加を促進します。

ウ 地域への愛着の醸成

地域における「ひと」のつながりづくりや地域社会の歴史や伝統をテーマとする学習機会や情報の提供などを行います。

- ① 地域における学びを通じた市民同士のつながりづくり、コミュニティづくりを支援します。
- ② 大人、子どもを対象とした地域における歴史や伝統をテーマとする学習機会を提供するとともに、地域への関心・愛着を高めるような催しを実施します。
- ③ 区役所と市民に身近で地域の情報を収集・発信している地域図書館、生涯学習関連施設との連携をすすめ、広く地域に関する情報提供の充実を図ります。
- ④ 地域が持っている歴史や文化を生かし、大人も子どもも自らの地域の魅力を再発見できるように、まちづくりを進めます。

(4) 「ひと」「まち」「まなび」をつなぐ

大阪市内には、大学等高等教育機関やさまざまな企業、生涯学習関連施設、有形・無形の文化資源、人々の日常生活が育む生活文化や自然環境などがあります。

第2次「生涯学習大阪計画」では、特に各区役所において、大学等高等教育機関や企業等との協定が結ばれ、連携した取組が行われました。

市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができるように、今後も大学等の高等教育機関、企業や市民団体、生涯学習関連施設、大阪の持つ歴史・文化・自然環境など、大阪の持つ財産を生かします。加えて、新たなつながりを生み出す仕組みづくりをすすめます。

【成果指標】

項目	現状値	目標値
大学、企業、市民団体、NPO、施設等と連携した事業の実施数	1,868 回	27（2015）年度以上
地域づくり、地域における歴史・文化・自然環境をテーマとする学習機会や情報の提供数の増	68 事業	27（2015）年度以上
いちょうネットのアクセス数	210,184 件	27（2015）年度以上

【施策の内容】

ア 大学等の高等教育機関との連携

市内には市立大学をはじめとして数多くの大学・短期大学及び専修学校があるほか、大学のサテライトキャンパス²²及び「大学コンソーシアム大阪」「関西社会人大学院連

²² サテライトキャンパス……大学が、学生、社会人学生、一般市民などへの利便を図るため、駅前などの場所に、本校とは別に設ける出先の分校のこと。学生のみならず、社会人や一般市民の受講生のために、大学構内とは別に都市の中心部に設けられた教室のこと。大学の教育研究の振興や、大学院

合」等、大学間の連携組織の拠点が存在します。また、「ナレッジキャピタル」等の新たな拠点も生まれています。これらの高等教育機関等との連携を強化し、学びを通じた地域課題解決や地域づくりに取り組みます。

- ① 市立大学との連携を強化し、地域課題解決や地域づくりをめざす多様な学習機会を提供します。
- ② 市内にある大学及び大学間の連携組織等と連携し、多様な学習機会を提供します。
- ③ 大学における生涯学習関連の研究と連携し、新たな学びの取組を創造するなど、新しい連携のあり方を検討します。

イ 企業や市民団体、NPO 等との連携

企業（民間教育機関を含む）や市民団体、NPO 等との連携やネットワークづくりにむけ、それらの団体がもつさまざまな資源の掘り起しや情報発信に取り組みます。

- ① 企業や市民団体、NPO 等と連携をはかり、それらがもつ専門知識・専門性を生かした多様な学習機会の提供や情報提供に取り組みます。
- ② 市民団体等と連携し、団体間のネットワークを推進するため、多様な団体の情報収集・発信に取り組み、人やものなどの資源のマッチングを行うシステムづくりを進めます。

ウ 大阪のもつ歴史・文化・自然環境に根差した資源の還流

古くから市民自らの力で守り育まれてきた歴史的・文化的遺産や、豊かな自然環境などの貴重な財産を、学習資源として積極的に活用します。

- ① 地域における歴史・文化・自然環境をテーマとする学習機会を提供します。
- ② 局等は、市民に身近な地域図書館等との連携をすすめ、広く地域に関する情報提供の充実を図ります。
- ③ 局等は、生涯学習関連施設と連携し、地域活動の情報の発信等を行います。
- ④ 関係部署間の連携を強化し、本市が有する歴史・文化・自然環境に関する情報や資料を共有化し、活用するための仕組みづくりをすすめます。

や公開講座などの社会人教育の実施、地域貢献活動の推進拠点、民間企業・研究機関との連携強化、大学の情報発信などを目的としている。複数の大学が共同で設立して、単位互換制度の推進を図る事例もある。

- ⑤ 大阪市が有する文化的資産を生かし、子ども・青少年が多様な体験や学習ができる取組を推進します。

エ 生涯学習関連施設の活用

生涯学習関連施設及び市民に身近な地域図書館等がもつ資源を活用し、多様な学習機会を提供するとともに、新たな文化の創造につながる取組を検討します。

- ① 各施設において、地域の歴史や文化資源などをテーマとして、その特色や魅力を伝えます。
- ② 生涯学習関連施設において、目的に応じて市民が主体的な学習活動を行う場を提供します。
- ③ 生涯学習関連施設の活動を支援する人材・グループなど地域人材を育成する取組を行います。
- ④ 各施設で実施しているさまざまな取組にかかる情報を集約・整理し、市民に発信します。
- ⑤ 市民に身近な地域図書館と生涯学習関連施設等との連携を強化し、それぞれの施設や学びの内容に関心のある市民をつなぎ、新たな文化の創造につながる取組の充実を図ります。

オ ICT等さまざまなツールを活用した情報発信と学習機会の拡充

ICTを活用した生涯学習の展開は幅広い可能性を秘めていることから、新たなツールとしてこれらを有効活用し、多様な情報の収集・発信及び学習コンテンツの提供などに取り組みます。

- ① eラーニングなどの学習コンテンツの充実を図ります。
- ② 生涯学習情報提供システムを使える局等を拡大します。
- ③ 図書館において、商用データベースや電子書籍、音楽配信サービス等電子図書館機能の先進的な取組を進めるとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の環境整備やデジタルアーカイブのオープンデータ化²³等、一層のICT活用に向けて検討を行います。

²³ オープンデータ化……政府や自治体などの公共機関が保有する各種行政情報を、商用利用可能・二次利用可能で、かつ機械判読にも適したデータ形式で提供する取組。

- ④ 情報発信については、現在の局等で持つ情報発信サイト等の相互連携とともに、民間の力を活用した情報発信などの取組を進めることをめざして、行政情報のオープンデータ化をすすめます。

第4章 計画推進の仕組み

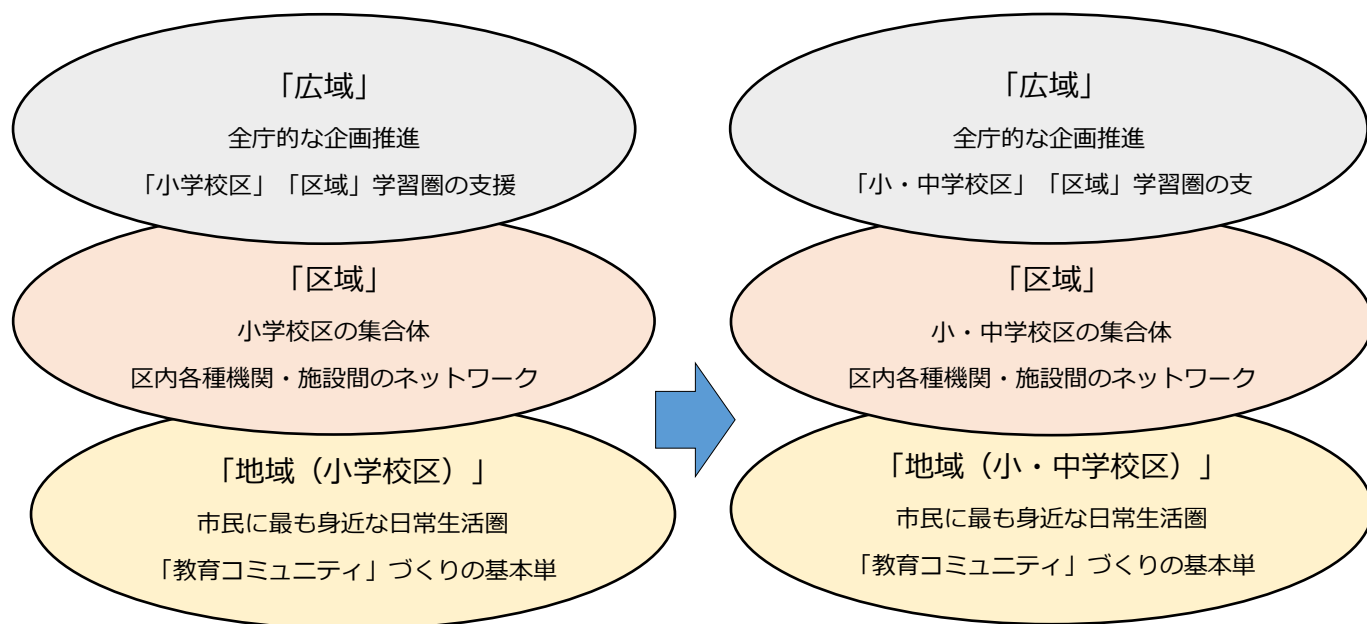
第2次「生涯学習大阪計画」では、「広域」「区域」「地域（小学校区）」の3つの学習圏からなる「生涯学習支援システム」を構築しました。

市民の主体的な学びの支援を図るために、この3層構造は今後も継承していきますが、これまでの教育コミュニティの単位として位置付けてきた「地域（小学校区）」においては、児童数の減少などから大阪市学校適正配置審議会答申に基づき、小学校の統廃合が進んでいる地域などもあります。

そこで、第3次「生涯学習大阪計画」では、変化する状況の中で、教育コミュニティづくりと学校との連携・学校教育支援を安定的に進めるために、「地域」学習圏の考え方を拡張し、「小学校区」に加えて、「小学校区」の集合体となる「中学校区」も位置付けます。

また、引き続き、各区の特色を生かした生涯学習を展開している「区域」学習圏、「地域」「区域」を広域的、総合的に支援する「広域」学習圏を位置付け、生涯学習支援システムの3層の学習圏相互のネットワークを継続していきます。

生涯学習支援システム概念図



1 「地域」「区域」「広域」におけるネットワーク

(1) 「地域（小・中学校区）」におけるネットワーク

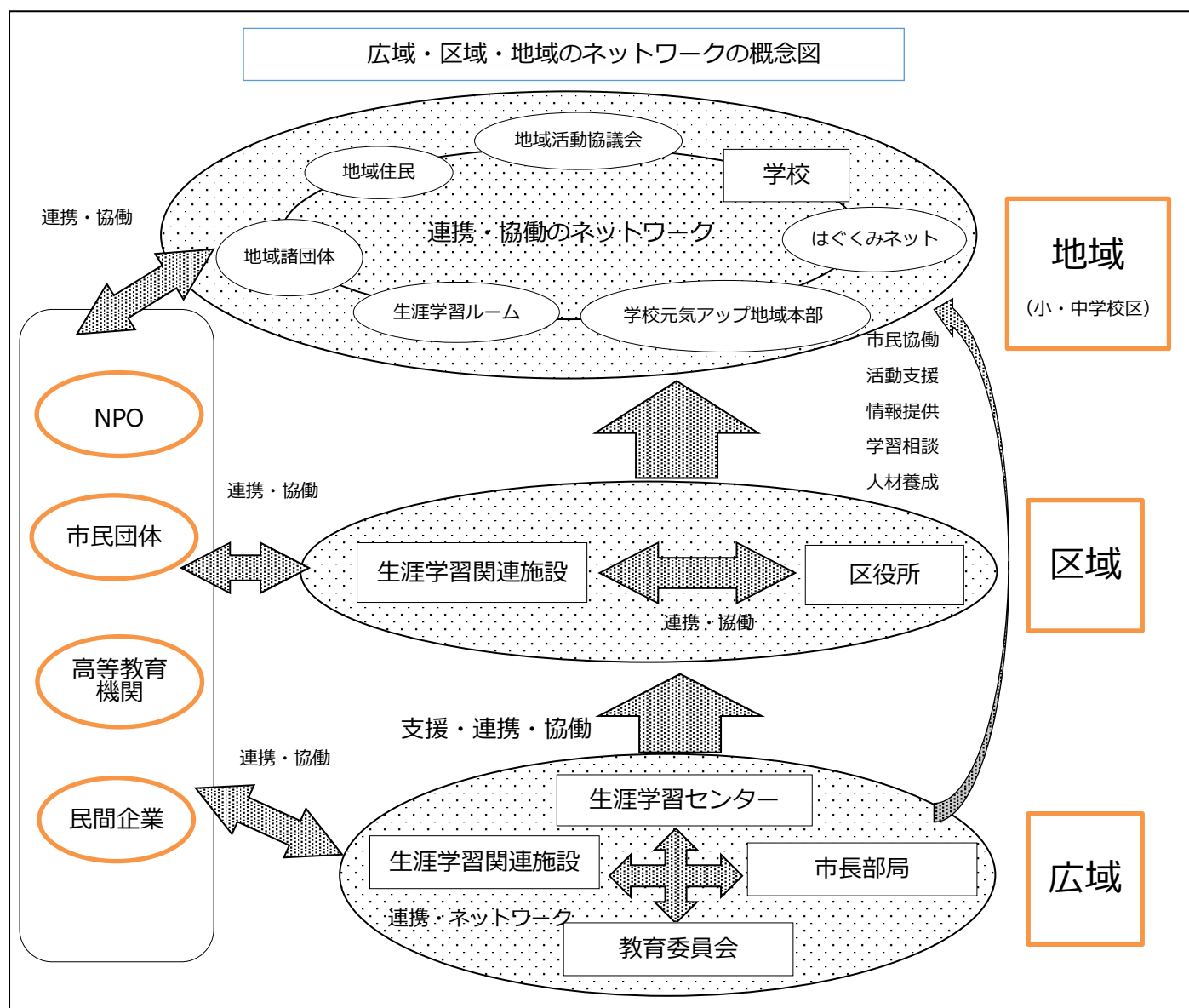
- 本計画では、生涯学習における「地域」の基本学習圏を引き続き「小学校区」とするとともに、小学校を「教育コミュニティ」づくりの拠点として位置付けます。
- 「小学校区」を中心とする「地域」学習圏では、区役所や教育委員会が、地域活動協議会と連携を図りながら、「はぐくみネット事業」や「生涯学習ルーム事業」の実施を担う団体や「学校協議会」など、小学校を拠点とするさまざまな組織で役割や地域特性を踏まえてネットワーク化を図り生涯学習を推進します。
- 加えて、変化する状況の中で、安定した教育コミュニティづくりと学校との連携・学校教育支援を進める観点から、「地域」の学習圏において「小学校区」に加えて「中学校区」を位置付け、教育委員会事業である学校元気アップ地域本部事業との連携を進めることで、教育委員会における小中連携など「小学校区」と「中学校区」の取組の一層の連携をめざします。

(2) 「区域」におけるネットワーク

- 「区域」学習圏においては、区役所が中心となって地域図書館をはじめとする区内生涯学習関連施設との連携・協働をすすめ、区内の学校、高等教育機関や各種社会教育団体、市民グループ・人材等との情報交換・情報共有・協働のネットワーク化を進めるなど「区域」における生涯学習を推進します。
- 区役所は、「広域」「区域」のネットワークを生かしながら、「地域」の生涯学習活動や生涯学習推進員を支援し、生涯学習に取り組む市民が学習の成果を学校園を含む地域に還元できるよう支援します。また、学校・地域活動協議会をはじめとする地域諸団体と連携して学校の支援へつなげるなど学校・地域・家庭が一体となって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進します。
- 地域図書館は、区役所と連携し、学校図書館支援を進めます。

(3) 「広域」におけるネットワーク

- 「広域」学習圏においては、総合生涯学習センターや市民学習センター、中央図書館をはじめ、市域の生涯学習関連施設間でネットワークを構築し、「地域」「区域」における生涯学習の取組を支援します。
- 中核施設としてより高度な機能を果たす総合生涯学習センター、市民学習センターは、今まで培ってきた市民主体の生涯学習推進の機能や実績を十分に生かしたうえで、市内全域を網羅しながら、地域社会における生涯学習を支えるコーディネーターなどの人材の研修・養成などを担い、企業、市民グループやNPO、大学等の高等教育機関と連携したネットワークを築き、より効果的で総合的な生涯学習施策を推進します。



2 生涯学習関連施設の機能の充実

全ての生涯学習関連施設において、市民の学習ニーズに応えその学習を支援し、社会に参画するための活動にまで結びつけることをめざした「情報提供・相談機能」や「市民グループやNPOに対するサポート機能」や「行政と市民、企業とのコーディネート機能」の充実に努めます。

(1) 生涯学習センター

生涯学習センターは、①情報収集・提供と学習相談、②現代的・社会的課題に関する学習機会の提供、③人材養成・研修、④市民グループやNPOなどとのネットワーク⑤区域や地域における生涯学習への支援の5つの機能に即した事業を実施するとともに、市民の自主的な学習活動の場を提供します。

総合生涯学習センターは全市的な生涯学習推進の中核施設として、主として地域公共人材の育成や企画・立案、大学・NPO等との連携、情報提供・学習相談の機能を果たす拠点として、阿倍野及び難波市民学習センターは主として営利事業になじまない現代的・社会的課題等に関する学習機会の提供業務を担う拠点として位置付けます。

(2) 生涯学習を支える基盤施設

図書館や博物館施設の専門的職員の経験や知識、資料・文化財・図書など、豊富な学習資源を生かし、情報提供機能や相談機能の充実に図り、市民やNPOなどの自主的な学習や取組を支える基盤施設としての役割を果たします。

ア 図書館

市民の生涯学習において、図書館は重要な役割を果たしています。とくに市立図書館では知識創造型図書館²⁴の機能充実にめざし、調査相談機能の高度化や、市民の利便性の向上、子どもの読書活動の推進などに取り組んでいます。

²⁴ 知識創造型図書館……「いつでも、どこでも、だれもが、課題解決に必要な情報にアクセス可能な、創造都市の知識・情報基盤」として、レファレンス（調査相談）機能・情報提供サービスの高度化を進め一層の機能強化を図るとともに、未来を担う子どもの心を育て、豊かな感性と創造力を育むため地域・学校との連携による子どもとの読書活動を推進する図書館の役割をあらわした言葉。

中央図書館では、高度で専門的な学習ニーズに対応できるよう、レファレンスサービス機能をより充実するとともに、図書館事業全般の企画立案機能を強化し、学校、生涯学習関連施設や機関、市民ボランティア等とのネットワーク化をすすめます。

地域図書館については、地域生涯学習推進の基盤施設、地域社会の情報拠点として環境整備し、情報提供・相談機能、ボランティアコーディネート機能、ネットワーク機能の充実を図ります。

イ 博物館施設等

大阪歴史博物館、美術館、東洋陶磁美術館、自然史博物館、科学館等の博物館施設では、幅広い専門分野の学芸員による調査・研究活動を基盤にして、大阪の歴史、美術、自然、科学技術等に関する専門資料等の収集・整理に努めるとともに、館蔵資料、展示や各種の設備を生かしながら多様な市民の学習ニーズに対応していきます。

また、博物館等においてはボランティア活動や友の会活動など、引き続き市民と連携した取組をすすめます。

キッズプラザ大阪、ピースおおさかにおいては、幼児教育や平和学習の支援に努めます。

3 区役所における生涯学習支援について

○区役所は、区内の各種団体や生涯学習関連施設との連携・協働のみならず、学校も含めたネットワーク化をすすめ、地域の生涯学習活動を支援するなど、「教育コミュニティ」づくりを推進しています。平成 27（2015）年 4 月からは区長が、区担当教育次長を兼務することになり、区域の教育行政のマネジメント全般に関与することになりました。今後も、社会教育主事や生涯学習担当職員の活用を図りながら、地域の生涯学習活動の活性化をすすめます。

○市民協働を総合的に推進する区役所においては、地域活動協議会との連携をはじめとする市民との多様なパートナーシップの中で、生涯学習の資源や蓄積（事業や手法、人材など）の活用をすすめます。また、区役所が、地域の生涯学習にかかわって、市民同士の交流を促す機能を果たすことが求められています。さまざまな市民が集い、互いの地域の情報を共有し、課題解決のヒントを得るなど、生涯学習センターとも連携して、区役所がそういう支援拠点としての機能を持つことをめざします。

- 現在、各区域の特性や地域事情に即した区政を展開していくために、27（2015）年2月に策定した「豊かな地域社会の形成にむけた区政運営基本方針」に沿った取組を、各区長のマネジメントのもと実施しています。また、27（2015）年4月から「分権型教育行政システム」を推進しています。今後も、各区域の特色を生かした生涯学習の展開が求められます。これまで、生涯学習ルーム事業やはぐくみネット事業を通じて培ってきた地域における生涯学習事業のノウハウや、生涯学習推進員やはぐくみネットコーディネーターなどの人材の蓄積を、今後の施策に生かしていくことが重要です。
- 区役所においては生涯学習推進員区連絡会の活動支援を行い、生涯学習ルーム事業の充実発展を支援するほか、小学校区における「教育コミュニティ」づくり、区域における生涯学習活動を推進します。

4 教育委員会ならびに局等の役割と今後の方向について

(1) 教育委員会における生涯学習支援機能の強化

- 全市的な生涯学習施策の推進における教育委員会の役割としては、「生涯学習大阪計画」の進捗管理や、総合生涯学習センターや市民学習センターを中心とした人材の育成や生涯学習事業の実施、生涯学習を基本にしたコミュニティ施策の連携・調整、そして学校を核とする教育コミュニティの活性化等があげられます。
- それらの研修やネットワークづくりの中心となるのが教育委員会であり、事業の実施主体である総合生涯学習センター及び市民学習センターです。各区役所を支援しながら、市民の活動を支えるための情報収集・提供、学習相談をより強化します。
- 教育委員会は、学校元気アップ地域本部事業や、区役所が実施するはぐくみネット事業等を通じて、学校・家庭・地域の連携を推進し、開かれた学校づくりを進めるにあたって生涯学習の面から学校を支援します。
- また、教育委員会は、生涯学習推進員やはぐくみネットコーディネーターなど、区役所と連携しながら地域の人材育成を支援します。

- 教育委員会では、今後も、本市の生涯学習施策を推進する立場から、「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議²⁵を中心として、局等との連携強化をすすめ、さらなる市民の生涯学習活動の振興を図ります。
- 平成 27（2015）年度には、分権型教育行政システムの推進にむけ、区長を区担当教育次長に、また、区役所の状況にあわせて区役所職員を教育委員会兼務職員に位置付けています。今後も、区役所による地域の生涯学習や学校教育に対する支援機能を維持・強化するために、社会教育主事や区役所の生涯学習担当者をはじめとする関係職員に対し、研修機会の確保や専門的な業務に関するスキルアップの機会を保障します。
- 各区役所の関係職員を対象に、体系的な研修を実施することにより、多様な市民の意見・自主性を尊重しつつ全体の合意をつくりあげるコーディネート機能の力量の充実や、学習相談機能の充実を図ります。
- 「公の施設」の管理を代行する指定管理者に対しても、当該施設に配置する職員が身につけるべき知識・技術について習得・精通することを必須要件として求めるとともに、本市研修体系との連携を図ります。
- 教育委員会においては、生涯学習推進員協議会と連携・協働をすすめ、生涯学習の情報発信につながる催しを開催します。

（2）局等における生涯学習支援機能の強化

- 局等は、それぞれの計画や方針に基づき、さまざまな人権問題に関する学習の推進、グローバル化への対応、多文化共生社会の実現にむけた取組の充実、スポーツの振興、住まい・まちづくりに関する学習の推進、健康づくりの推進、防災・危機管理に関する学習の推進、障がいのある人や高齢者の社会参加の機会の充実、職業能力の向上にむけた支援、市民活動に参加しやすい環境づくり、男女が共に個性と能力を発揮できる環境づくり、環境学習の推進、消費生活に関する学習の推進、青少年の「生き

²⁵ 「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議……市民の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための全庁的な体制。教育長をリーダーとし、生涯学習に関わる 10 局 23 課の課長をメンバーとする。①新たな生涯学習施策の企画及び推進を図ること、②生涯学習に関する連絡調整に関すること、③新たな生涯学習施策に関する情報の収集・提供などを所掌事務とする

る力」の育成、平和学習の推進など、現代的・社会的課題等についての情報提供や相談、学習機会や活動の場の提供等に取り組み、市民の主体的な学習を支えます。

○局等と総合生涯学習センター・市民学習センターなどが協働して、本市の行政課題や、市民にとって必要なさまざまな課題についての学習機会を一元的に提供する「ネットワーク型市民セミナー²⁶」や「出前講座」を実施します。

○局等における事業と関わりの深い地域社会の指導者等について、引き続き体系的な研修・養成に取り組むとともに、その活動を支援します。

5 計画の推進にあたって

(1) 推進体制について

「生涯学習大阪計画」をより実効あるものとするためには、局等はもちろんのこと、学校園、家庭、地域団体、NPO、企業などが、「生涯学習大阪計画」の理念を共有し、それぞれの役割と責任を自覚しながら、互いに連携し協力していく必要があります。

本市においては、生涯学習の振興を所管する教育委員会事務局が、人権啓発や市民活動等を所管する市民局、子どもの健全育成や子育て支援を所管するこども青少年局、市民文化・芸術及びスポーツの振興を所管する経済戦略局、高齢者や障がい者の健康や福祉を担う健康局及び福祉局、そして市民の暮らしを身近なところで支える区役所などと連携しながら、生涯学習施策とそれに関連する他の施策が互いに補完し合い、相乗効果が発揮できるよう、効率的・効果的に生涯学習施策を推進していきます。

そのために、現在、教育長をリーダーとする「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議を積極的に活用し、局等の連携や協働を一層すすめます。

(2) 進捗管理

本計画において各施策・事業を所管する局等（施設）において、主体的な自己評価を行い、目的に応じたよりよい施策展開に努めます。

²⁶ ネットワーク型市民セミナー……大阪市役所の各担当・事業所が抱える行政課題・テーマについて、市民により関心と理解を深めていただけるよう、教育委員会の施設である総合生涯学習センター及び市民学習センターが、各担当・事業所に対して支援・協働などの連携を行い、セミナーを実施する事業。

各施策・事業の実施にあたっては、市民一人ひとりの学んだ知識・技術等が「社会への参加」「まちづくり」に結びつくよう意識して、企画、運営、評価、改善を、一連の流れとして行います。また、評価結果をもとに、より適切な手法や形態の選択、新たな課題・テーマの設定、ネットワークの拡大・深化など、目的達成にむけたさらなる改善、充実と計画的な推進を図ります。

「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議では、本計画の施策体系に沿って、複数の関連施策・事業を一体的に評価する観点を持ちながら、計画全体の進捗状況の確認を行います。

この計画を実行する中で、毎年「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議を通じ、局等で実施されている生涯学習関連事業の実施状況を集約し、本市のホームページに掲載するなどの方法で広く市民に公表し、この計画の進捗状況や改善内容等を示すこととします。